

国保など 加入の皆さんへ 早めの手続きを

4月には、国民健康保険などについて、新制度の開始や変更などがあります。申請など、早めの手続きをお願いします。

海外療養費の申請時に パスポートを確認します

国民健康保険の加入者が海外渡航中、急病などでやむを得ず医療機関で治療を受けたときに、国民健康保険の適用を受けられる場合があります。

現地の医療機関で病名や治療内容、支払った医療費の証明書（診療内容明細書・領収明細書）を受け取り、帰国後、市役所1階の国民健康保険課窓口で申請してください。その際、海外療養費の不正受給を防ぐため、パスポートを提示していただき、渡航履歴を確認します。ご協力をお願いします。

審査後、日本国内の医療機関で治療を受けた場合に適用される金額を限度に、保険給付分が支給されます。

請求期限は医療費を支払った日の翌日から2年間で、支給額は支給決定時の円建て為替レートで換算されます。外国語で作成された明細書には翻訳文が必要です。明細書の様式は、海外に行く前に国民健康保険課で入手してください。詳しくは同課☎(740)2006へ。

倒産などで離職した人は 国保税が軽減されます

「倒産・解雇などによる離職」や「雇い止めなどによる離職」をした人は、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるためには申告が必要です。

軽減の対象は、①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職など）②雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職など）一として失業給付を受ける人です。

軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで（雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります）。一度申告すると更新手続きは不要です。

また、この軽減制度に該当しない人でも、会社都合での退職や、自営業の人が休業・廃業をした場合など、市の条例により保険税を減免できる場合があります。詳しくは国民健康保険課☎(740)1170へ。

高齢受給者証の 負担割合が見直されます

70～74歳の国民健康保険加入者が医療にかかった際の自己負担割合が変更されます。26年度から、昭和19年4月2日以降に出生した人の自己負担割合は、これまでの特例措置（1割）が見直され、2割に変わります。昭和19年4月1日以前に出生した人の負担割合は、特例措置（1割）を継続するので変更はありません。いずれの場合も、現役並み所得者に該当する人は、患者負担割合が3割になります。なお、高額療養費の自己負担限度額は今回の見直しによる変更はありません。詳しくは国民健康保険課☎(740)1170へ。

後期高齢者健康診査のご案内

県後期高齢者医療に加入している市民の健康診査を、4月から27年2月まで無料で実施します。後期高齢者医療被保険者証と介護保険被保険者証を持参して「健康づくり事業のご案内」に記載の医療機関で受診を。詳しくは医療助成・年金課☎(740)1108へ。

がん検診を無料で受診できます

国民健康保険加入者は下表のがん検診を無料で受診できます。毎年1回、特定健診とがん検診を受け、疾病の早期発見に努めましょう。

受診方法は、保健センター☎(758)4721や検診委託医療機関（詳しくは「川西市健康づくり事業のご案内」をご覧ください）に直接、電話などで予約をしてから受診してください。窓口で国民健康保険被保険者証を提示すれば、無料で受診できます。受診当日に国民健康保険加入者でない場合は無料になりません。なお、人間ドックの助成を受ける予定がある人は、検査項目に含まれているがん検診は受診しないようお願いします。詳しくは国民健康保険課☎(740)2006へ。

検診名	対象者
肺がん検診	満40歳以上
前立腺がん検診	満50～74歳の男性
胃がん検診 (保健センターのみ実施)	満40歳以上
子宮頸がん検診	満40歳以上の女性
大腸がん検診	満40歳以上

※乳がん検診（視触診500円、乳房X線1,000円）は対象外
※大腸がん検診では、市が発行している無料クーポン券を持っている人は窓口へ提出を

国保加入者人間ドック助成のご案内

対象は27年3月31日時点で40歳以上の国民健康保険加入者。2万3,000円を上限に人間ドック費用の7割を助成します。主な助成条件は、①特定健康診査の検査項目がすべて含まれている②国民健康保険税を滞納していない③25年度の間人間ドックを受診し、特定保健指導の対象となっている人はそれが終了している。

市立川西病院と保健センターで受診する場合は、人間ドックを予約後、保険証を持参し、市役所1階の国民健康保険課で申請すれば助成券を交付します（予約日の2週間前までに手続きを）。

それ以外の医療機関は、受診後に保険証、認印、振込先口座が分かるもの、人間ドック費用の領収書、検査結果を持参し、同課で申請をすれば助成金を支給します（申請期限は5月末）。なお、人間ドックの助成を受ける予定がある人は、特定健診は受診しないようお願いします。詳しくは国民健康保険課☎(740)2006へ。

後期高齢者の人間ドック助成のご案内

県後期高齢者医療に加入の市民を対象に、2万3,000円を上限として、保健センターまたは市立川西病院の人間ドック費用の7割を助成します（1年度につき1回。ただし後期高齢者医療保険料に滞納があると助成できない場合があります）。市立川西病院医事課☎(794)2321、保健センター☎(758)4721に電話予約の上、受診時に後期高齢者医療被保険者証を提示し、助成申請書に記入してください。助成後の金額で受診できます。なお、人間ドックの助成を受ける予定がある人は、後期高齢者健康診査やドック検査項目に含まれているがん検診は受診しないようお願いします。詳しくは医療助成・年金課☎(740)1108へ。

特定健診の受診券を送付

40～74歳の国民健康保険加入者に、次の日程で26年度特定健康診査受診券を送付します（受診できる医療機関などは同封のリーフレットを参照）。

1～4月生まれの人と年度内に75歳になる人＝4月中旬▷5～8月生まれの人＝6月中旬▷9～12月生まれの人＝8月中旬

上記より早期に受診を希望する場合や、26年3月以降に国民健康保険に加入した人で受診を希望する場合は国民健康保険課☎(740)2006へ。

障害年金受給者も 国民年金保険料を通常納付に

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている人について、4月から保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。

納付申出により保険料の口座振替や前納による保険料の割引などの制度を合わせて利用できるようになります。詳しくは医療助成・年金課☎(740)1171へ。

国民年金保険料の免除申請の 対象期間が拡大

国民年金は、所得が少ない時や失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があるので、速やかに申請してください。

また、申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行うので、免除が承認されない場合があります。必要な添付書類など詳しくは医療助成・年金課☎(740)1171へ。

国民健康保険の手続きは14日以内に！

就職や退職、転入や転出など異動があった人は、必ず次のような国民健康保険の手続きが必要です。詳しくは市役所1階の国民健康保険課☎(740)1170へ。

【国民健康保険加入者が就職した時】

国民健康保険をやめる手続きが必要です。新たに加入した社会保険の保険証と国民健康保険証、認印を持って同課へ。

【国民健康保険加入者が転出した時】

国民健康保険をやめる手続きが必要です。転出手続き後、国民健康保険証を持参し同課へ。

【社会保険加入者が退職した時】

次のいずれかの方法で保険に加入を。
①社会保険の任意継続に加入する②社会保険に加入している家族の被扶養者になる③国民健康保険に加入する

①②は勤務先などへ問い合わせを。③は社会保険資格喪失証明書と認印を持って同課へ。

【国民健康保険の加入者が市に転入した時】

国民健康保険の加入手続きが必要です。転入手続き後、同課へ。

